# 住居確保給付金 申請書類チェック表

NO.		申請書類	チェック	備考
1		相談受付·申込票		
2		生活困窮者住居確保給付金申請書 注意:給与額は交通費のみを除く控除前の総収入とし、申請する月の収入を記入。		減収者か離職者かによって参考例が異なるため注 意。なお、申請日の日付は書類が揃ってから記入。
3		住居確保給付金申請時確認書		
4	所定の様式	入居住宅に関する状況通知書(両面)		①(表面)不動産または大家がすべてを記入。 ②(裏面)本人が記入欄に日付・氏名・住所・電話番号を記入し捺印。 ③クレジットカード払いにより家賃を支払う必要がある場合は家賃を支払っていたクレジットカード利用明細書の写しを提出。
5		収入申告書 世帯全員分の収入関係書類の控え (給与明細書、離職票、帳簿、年金証書 等)		①世帯全員分(申請月を含む過去4か月分)の書類が必要。 ②年金受給中の方が世帯にいる方は、年金の金額及び介護保険料の金額が分かる書類の控え。 ③書類がないものについては理由を記載。
6		【離職・廃業された方のみ】 離職等関係書類(雇用保険受給資格者 証、離職票等)の控えを添付		①離職・廃業の方は「NO.2の生活困窮者住居確保給付金申請書」の離職日欄と同日のもの。 ②関係書類の提出が困難な場合は、「離職状況等に関する申立書」を記入。
7	全て	【離職・廃業された方のみ】 ハローワークカードもしくは受付票の控 え		離職・廃業の方はハローワークへの求職申込が必要。来所以外にもインターネット・郵送で申し込みが可能。 詳しくはハローワーク長崎(095-862-8609)にお問合せ下さい。
8	控え(コ	【収入が減少された方のみ】 収入の減少がわかる書類(給与明細、 帳簿等)を添付		①関係書類の提出が困難な場合は、「就業機会の 減少に関する申立書」を記入。
9	ピー)を	本人確認書類(申請者のみ)の控え (運転免許証、住民基本台帳カード、健 康保険証、住民票等)		①顔写真付きでなくても可。 ②不動産賃貸借契約書の住所と同じもの。
10	添付	不動産賃貸借契約書の控え ※公営住宅の場合「使用許可証等」の 控え		①表紙からすべてのページをコピー。 ②契約者が申請する本人になっているか、もしくは 同居者の欄等に本人の記載があるもの。記入がな い場合は住民票(控)を添付。
11		世帯全員分の預金通帳の控え ※自営業等の方は、営業にかかわる名 義の通帳等も含む		①申請月を含む過去4か月分の世帯全員分。 ②口座番号、名義、支店名があるページも含む。 ③子ども名義の通帳や定期預金もすべて。 ④ネットバンク等の場合は画面を印刷したもの。
		÷	: の他の <sup>‡</sup>	· 兼式
_		申立書		その他の紛失や提出等のできない理由がある場合 に提出。1枚で複数の内容の記入で可能。
		申請後	に必要と	なる様式
_		【申請された全ての方】 求職活動状況報告書	_	
_	【離職・廃業された方のみ】 職業相談確認票(住居確保給付金・総 合支援資金)		_	申請した月から毎月1回長崎市生活支援相談センターに提出する様式。 ※毎月提出していただくため、必要分をコピーして記入。
_		【離職・廃業された方のみ】 住居確保給付金 常用就職活動状況報 告書	_	

# 相談受付•申込票

ID			※初回相 受付日	談	令和	年	J	■	日	受付	才者			
■基本情報				·										
ふりがな								※性別	訓	口男性	口女	性 口(	)	
氏名								※生年月	目	□昭和 年	口平原	戊 □令和 日(	歳)	
住所	住所								1					
電話	自宅	(	)	_	-			携帯	•	(	)	_		
メール														
来談者 *ご本人	氏名							来談者 ご本人		□家族(	本人と	⊆の続柄∶	)	
以外の場合	電話	(	)	_	-			の関係		口その作	也(		)	
■ご相談内容														
ご相談された	·い内容に(	)をおっ	つけください。	。複数	ある場	·合は、-	一番	お困りの	りこと	に◎をお	つけく	ださい。		
病気や健康、障害のこと			住ま	住まいについて					収入・生活費のこと					
家賃や	家賃やローンの支払いのこと			税金や	税金や公共料金等の支払いについて					債務について				
仕事技	架し、就職に	ついて	-	仕事	仕事上の不安やトラブル				地域との関係について					
家族と	:の関係に	ついて		子育	子育てのこと			介護のこと						
ひきこ	もり・不登村	交		D۷۰	DV·虐待			食べるものがない						
その化	<u>t</u> (									)				
ご相談された	いことや配	虚を希	望されるこ	とを具ん	体的に	書いて	くだ	さい。						
■相談申込	■相談申込み欄													
長崎市生活支援相談センター 様 上記の相談内容等について、自立・家計相談支援の利用を申し込みます。 また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあ たっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。														
令和	年	_月	日		本	人署名	<u></u>						印_	

### 個人情報に関する管理・取扱規程

長崎市自立相談支援機関・家計相談支援機関では、当機関における個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定します。

### 【取組方針】

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、長崎市個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

### 【個人情報の取得方法】

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

# 【利用目的】

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、 その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

#### ◎当機関の業務内容

- ◆ 相談支援業務
- ◆ プランの策定・評価

#### ◎利用目的

- ◆ 相談支援業務を円滑に行うため
- ◆ 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ◆ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

### 【個人情報の内容】

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ◆ 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等経済的状況
- ◆ 福祉制度利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

### 【第三者への提供の制限】

ご相談者(又は代理人)の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者(又は代理人)の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を関係機関・者等(別表で例示した機関)に対して提供することがあります。

また、例外として、長崎市個人情報保護条例第23条第1項に従って、同意を得ずに関係機関・者等に対して情

報提供する場合があります。

#### ◎同意の上で第三者に提供する場合

- ◆ 他機関・者との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行うため
- ◆ 他機関・者が実施する支援を受けるため
- ◆ プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ◆ 各種福祉制度申込時に、当機関から自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- ◆ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

### ◎同意を得ずに第三者に提供する場合(長崎市個人情報保護条例第23条第1項の定めによる)

- ◆ 法令に基づく場合
- ◆ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき
- ◆ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 【保存期間】

ご相談者の情報の保存は、利用申込日より開始します。保存期間は、支援終結日より5年間とします。その後は、適切な方法(溶解処理等)により廃棄します。

### 【安全管理措置】

ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

#### 【継続的改善】

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、ご相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

以上

# 【別表】関係機関・関係者等の例示

子ども家庭に関する担当課

高齢福祉に関する担当課

障害福祉に関する担当課

福祉事務所

税務に関する担当課

保険年金に関する担当課

ハローワーク

職業能力開発センター(職業訓練機関)

就労支援センター

地域包括支援センター

居宅介護支援事業所

保健所

精神保健福祉センター

障害者就業・生活支援センター

障害者就労支援事業所

児童相談所

小学校

中学校

高等学校

地域若者サポートステーション

地域子育て支援センター

男女共同参画センター

家計相談センター(家計相談支援機関)

権利擁護センター

社会福祉協議会

法テラス

弁護士会

多重債務者等相談窓口

消費生活センター

地域生活定着支援センター

ホームレス支援機関

一時保護施設

民生委員,児童委員

NPO

商店街組合

農協

生活協同組合

株式会社

町内会

その他必要に応じて関連する機関

フリガナ       ①氏 名       ②生年月日     昭和・平成・令和 年 月 日 満( )歳
②生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日 満( )歳
③電話番号
<ul> <li>①次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか病当する方に記載)</li> <li>(1)離職等の場合 離職等の場合 縮身を2の他の業務上の 収入を得る機会の減少 の状況</li> <li>③離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること 準職等前の雇用状況 等にかる状況</li> <li>⑥次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか減当する方に記載)</li> <li>(1)住居を喪失していること 住居を喪失した時期 要失した住居の住所 現在の状況</li> <li>(2)住居を喪失するおそれがあること</li> <li>(4)住居の家主等 喪失するおそれのある住居の家賃額 現在の収入状況等</li> <li>⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること フリガチ 氏名 続柄 本 人</li> <li>生年月日 収入(月額) 円 円 円 円 円 預貯金等 円 円 円 円 円</li> <li>※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近36月間の平均収入を記載する。區用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。</li> </ul>

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うため に必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及 び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

長崎市長 殿

申請者氏名

様式第一号(裏面) (様式1-1) (裏面)

#### (注 意 事 項)

1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、 又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受 給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況 について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

# 住居確保給付金申請時確認書

# 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
  - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ※則第3条第2号に該当する者については、②、③を除く。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれ もが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確 保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがない)、又は、 再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責 に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団 員にならないこと

# 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
  - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
  - ④ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - (7) 受給者が生活保護を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を 決定した日から2年を経過した場合
  - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な 文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申 請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること

また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること

4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

長崎市長

殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

## 当初申請時

### ① 添付書類

### 1本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保 険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

#### ② 追加提出書類

1 求職申込関係書類

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し

- 2 入居(予定)住宅関係書類
  - (1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)

(3) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードで支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し等)

※(3)は、自治体の求めに応じて、ご提出ください

# 入居住宅に関する状況通知書

# (不動產媒介業者等記載欄)

2.	下記の者に対し、 暴力団員等と関係 有しないことの確	を有し	ないことの確	<b>ែでいる。</b>	て相違る	ありません。	また、	必要に応す。	じて暴力	団員等と関	條
	長崎市長	様									
								年	月	日	
				(商号又)	は名称	;)					
				(代表者)	ェ 名)						
				(所在地)							
				(免許証	番号)						
				(担当者)	等)	氏名		所	属		
				電話番号							
										載して下さい。	)
				※免許証番号	が、毛	地建物取引	事業者(り)み	は一載して	くたさい。		
	)団員等と関係を有し	-									
	活困窮者自立支援制 団員でなくなった日カ					_	_		力団員等(	暴力団員又に	埭
	<b>者について</b>	170040	(経週しなり4	日)と関係を行り、		医殊月 未日 守.	] (1211)				
	フリガナ										1
	氏名										
	<b>华</b> 左日日					/T:			П		
	生年月日					年_	月		日		_
	同居状況			単	身	• 複 🤄	数(	名)			
	入居開始年月			年 月 日	(	年 /	月 日	までの	月日	間)	
人居	している賃貸信	主宅につ	ついて								7
	名称										
	所在地										
	月額家賃							円			
<b>※</b> 1	住居確保給付金の	の支給額	頁は、 当該自		住宅扶	助に基づく	額(限			を上限とし	J L,
	収入に応じた額と		小文体件			المللة والمللة	⇒\da) = 1.	lo /□ <i>⇒</i> #	· 0 + 1 <del>+</del> 1	小刀在件	ш.
	住居確保給付金の 契約及び定期賃貸			E毛の契約につ	いては	、借地借家	な法によ	り、保護	の対象と	なる資質	甘
	共益費・管理費は			対象にならない	ため、	家賃には	含めずに	記載。			
<b>※</b> 4	定期借家契約(定	期建物	賃貸借契約	)の場合に限り	、入居	予定日欄の	) ( )	内に、入	居予定日	日から契約流	満了
	日までの期間を記	記載する	こと								
	クレジットカー	ド払いに	こより賃料を	と支払う必要が	ある場	合は、以下	「のチェ	ックボッ	クスのレ	げれかに	
	ェックすること。 なお、支払方法に	ついて	口应坛块处	ナン記せつ「可やじナンド	<b>∃.</b> △):+	カレスシュ	l +1 l	S±11.57.7	न		
				と選択り配なる カードを使用					-10		
				・ド払いとする				=	きかい		
			- '	きるが、変更			–			T台(2)	
振込		及义;		C-0/4-1 &X	1 NYLC		<del>女</del> 🤊 🔾	(0)1%-	り及父	.1 HEY	
J/JX./E_	住居確保給付	貸主又	は貸主か	フリカ゛ナ							
	金の振込先	ら委託									1
		受けた	事業者	金融機関名							
		の振込	口座	支店名							]
				口座種別			 普 通	<ul><li>当</li></ul>	座		

口座番号

# (住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- ○私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定 所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- ○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれる ことにより、私への支給となることについて同意します。

### 【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 〇以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託 を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- ○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
- ○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速や かに提出することに同意します。

住居確保給付金の	賃借人	フリカ゛ナ	 					
振込先	の振込口座	口座名義						
		金融機関名						
		支店名						
		口座種別	普	通	•	当	座	
		口座番号						

【以下は、申請者全員記載してください】

H

Н

在

	1	/ 1	$\vdash$
氏名			
住所			
電話番号			

#### (注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、<u>賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、</u>この通知書を長崎市生活支援相談センター(自立相談支援機関)に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3) Ⅰ. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている 不動産媒介業者等
- ① 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している 不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

# 入居住宅に関する状況通知書

#### (不動産媒介業者等記載欄)

- 1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係 を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

#### 長崎市長 様

※この書類は入居者の方が住居確保給付金を 申請するために必要な書類です。 現在の入居状況を確認させていただきたいため、

こちらの表面はすべて不動産又は大家さんの方で

ご記入をお願いいたします。

※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

### (暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3) I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴 力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

### 入居者について※この欄も不動産又は大家さんの方でご記入ください。

フリガナ 氏名	### \$P\$ <b>長崎 太郎</b>
生年月日	●年●月●日
同居状況	単 身 ・ 復 数 ( ●名) <mark>※複数の場合は本人を含めた</mark> 人数をご記入下さい。
入居開始年月日 	●年 ●月 ●日( ●年 ●月 ●日までの●月●日間)

#### 入居している賃貸住宅について

名称	<b>●●7パー</b> ト	
所在地	長崎市●●町●-●	
月額家賃	家賃のみの金額をご記入下さい。	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、 収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借 契約及び定期賃貸借契約に限る。

#### ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了 日までの期間を記載すること
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかに チェックすること。

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。

- □ 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。
- □ □座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する(○月から変更可能)

#### 振込口座 ※家賃の振り込み先の口座をご記入ください。(入居者の口座に振り込むことはできません)

住居確保給付	貸主又は貸主か	フリカ゛ナ	•• ••
金の振込先	ら委託を	口座名義	•• ••
	受けた事業者	金融幾関名	●●銀行
	の振込口座	支店名	●●支店
		口座種別	<b>普通・</b> 当座
		口座番号	1234567

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- ○私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定 所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- ○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれる ことにより、私への支給となることについて同意します。

# 【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 〇以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託 を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- ○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
- ○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速や かに提出することに同意します。

住居確保給付金の	賃借人	フリカ゛ナ	•• ••
振込先	の振込口座	口座名義	•• ••
		金融機関名	●●銀行
		支店名	●●支店
		口座種別	普 通・ 当 座
		口座番号	1234567

クレジットカード払いにより賃料を支払う必要 がある場合は、クレジットカードの引き落とし に使用している口座を記入して下さい。 **「**以下は、申請者全員記載してください」

● 年 ● 月 ● 百

氏名 長崎 太郎

住所 **長崎市●●町●-●●●アパート●●号** 

電話番号 012-3456-7890

※必ずご記入下さい。

#### (注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、<u>賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、</u>この通知書を長崎市生活支援相談センター(自立相談支援機関)に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3) I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている 不動産媒介業者等
- ① 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している 不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

# 離職状況等に関する申立書

私	は、	離職•	廃業に	関する	5関係	:書類(	の提出	当が固	困難て	ぎあ	るこ	ことか	ら、	離職	伏況等	等に	関す
ス由	<b>计</b> 重	を提出	11 ます	由っ	ケナス	車項	につい	ヽてぉ	日違お	าท	丰州	<b>ተ</b>					

長崎市長 様

	牛	月	Ħ
フリカ゛ナ			
氏 名			
生年月日			
電話番号			

事業所名	
事業所	〒
所在地・電話	電話
雇用保険	1. 雇用保険被保険者であった
適用状況	2. 雇用保険被保険者でなかった
平均月額給与	円 ※1
離職等時期	年 月 日
離職等理由	<ol> <li>解雇※2、雇止め※3</li> <li>自己都合離職・廃業</li> <li>その他( )</li> </ol>
証拠書類の 提出が困難な 理由	

- ※1 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。
- ※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。
- ※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

# 就業機会の減少に関する申立書

長崎市長	Ŕ								
		قد ر				-	年	月	日
		ĺ	Jカ゛ナ -						
			月日						
		電話	古番号	 					
これまでの					円 ;	<u>*</u> 1			
平均月額収入					11 ;	<b>%</b> 1			
1 2071 18407									
申請月の収入					円				
自己の責に					1 1				
帰すべき理由									
又は自己の都合									
によらない									
収入の減少の									
具体的内容									
お押事をつ									
証拠書類の									
提出が困難な									

※1 休業等以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

# 収入申告書

注意:①申請月を含めた過去4か月分を記入。 ②複数月にわたる各種年金や手当等については1か月分に置き換えて記入。

3	∃請月の収入	の記入については【裏面の記	記載方法】を参考にする。	
		事業収入	(自営業等)	
年	月	①収入(売上)	②必要経費	③差し引き (①-②)
申	請月			
		<b>4∆ ⊢ □</b>	7 W /	
			び年金等	
年	月	給与※	雇用保険	年金※
甲	請月			
7. (M.) 5 10 (201)	77 CP3. \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		<b>等半等</b>	
年	月	児童手当※	児童扶養手当※	その他公的な手当
申記	請月			
		上記以外の	その他の収入	
年	月			
申	請月			
【重要】な <i>ね</i> ること。	る、上記の収入	の根拠を示す書類や通帳を添付す	すること。書類が無い場合は、	その書類名と理由を次に記載す
(例)給与明	月細:紛失のた	きめ。		

上記の内容に相違ありません。

氏名

【参考】生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号) 第27条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

住所

氏名

申	<u> </u>	書

# 求職活動状況報告書

生活困窮者住居確保給付金申請後、家賃を受給する月の求職活動等の状況を記入の上、翌月							
 <b>10日</b> (提出期限)_までに提出をお願いいたします。(クレジットカード払いで家賃を支給し							
<del></del>							
なお、提出期限までに提出されなかった際には支給が中止される場合がありますのでご注意							
 ください。							
さらに、離職や廃業以外の減収や休業の方は、報告月の就労収入を記載のうえ、その収入の							
月分 収入額     円							
【求職活動について <mark>(必須回答)</mark> 】							
この1か月間に求職活動を行いましたか? <b>√</b> を入れて下さい。							
□ はい							
(求職活動の例)・企業に応募した (パート・アルバイト等可)							
・企業等の説明会・セミナーに参加した(合同説明会可)							
・ハローワークや転職エージェントでの職業相談を行った							
・就職に資する自己研鑽活動を行った							
・自立相談支援機関の相談支援員と就職に関する相談をした							
□ いいえ							
求職活動を行わなかった理由							
【生活上のお困りごとについて(任意)】							
現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。記入							
内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記に <b>√</b> を入れて、自立相談支援機関							
にご提出下さい。こちらからご連絡いたします。							
□電話での相談を希望する □面談での相談を希望する							
上記報告に虚偽がないことを申告いたします。							
提出日: 年 月 日							

氏

名:

所:

電話番号:

# (別表)

			必要とされる求職活動要件			
受給月数	あなたの	自立相談支援	企業応募	ハローワー	その他の活	
	状態	機関との相談	(週1回以上)	ク相談	動	
		(月1回以上)		(月2回以上)		
1か月目	離職・廃業	必須	必須	必須	※支援プラ	
~					ンに従う	
9か月目	休業等	必須	任意	任意	必須	
10 か月目						
以降(再々	全 員	必須	必須	必須	※支援プラ	
延長中)					ンに従う	

# 求職活動状況報告書

生活困窮者住居確保給付金申請後、家賃を受給する月の求職活動等の状況を記入の上、翌月							
 <b>10日</b> (提出期限)_までに提出をお願いいたします。(クレジットカード払いで家賃を支給し							
<del></del>							
なお、提出期限までに提出されなかった際には支給が中止される場合がありますのでご注意							
 ください。							
さらに、離職や廃業以外の減収や休業の方は、報告月の就労収入を記載のうえ、その収入の							
月分 収入額     円							
【求職活動について <mark>(必須回答)</mark> 】							
この1か月間に求職活動を行いましたか? <b>√</b> を入れて下さい。							
□ はい							
(求職活動の例)・企業に応募した (パート・アルバイト等可)							
・企業等の説明会・セミナーに参加した(合同説明会可)							
・ハローワークや転職エージェントでの職業相談を行った							
・就職に資する自己研鑽活動を行った							
・自立相談支援機関の相談支援員と就職に関する相談をした							
□ いいえ							
求職活動を行わなかった理由							
【生活上のお困りごとについて(任意)】							
現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。記入							
内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記に <b>√</b> を入れて、自立相談支援機関							
にご提出下さい。こちらからご連絡いたします。							
□電話での相談を希望する □面談での相談を希望する							
上記報告に虚偽がないことを申告いたします。							
提出日: 年 月 日							

氏

名:

所:

電話番号:

# (別表)

			必要とされる求職活動要件			
受給月数	あなたの	自立相談支援	企業応募	ハローワー	その他の活	
	状態	機関との相談	(週1回以上)	ク相談	動	
		(月1回以上)		(月2回以上)		
1か月目	離職・廃業	必須	必須	必須	※支援プラ	
~					ンに従う	
9か月目	休業等	必須	任意	任意	必須	
10 か月目						
以降(再々	全 員	必須	必須	必須	※支援プラ	
延長中)					ンに従う	

# 求職活動状況報告書

生活困窮者住居確保給付金申請後、家賃を受給する月の求職活動等の状況を記入の上、翌月							
 <b>10日</b> (提出期限)_までに提出をお願いいたします。(クレジットカード払いで家賃を支給し							
<del></del>							
なお、提出期限までに提出されなかった際には支給が中止される場合がありますのでご注意							
 ください。							
さらに、離職や廃業以外の減収や休業の方は、報告月の就労収入を記載のうえ、その収入の							
月分 収入額     円							
【求職活動について <mark>(必須回答)</mark> 】							
この1か月間に求職活動を行いましたか? <b>√</b> を入れて下さい。							
□ はい							
(求職活動の例)・企業に応募した (パート・アルバイト等可)							
・企業等の説明会・セミナーに参加した(合同説明会可)							
・ハローワークや転職エージェントでの職業相談を行った							
・就職に資する自己研鑽活動を行った							
・自立相談支援機関の相談支援員と就職に関する相談をした							
□ いいえ							
求職活動を行わなかった理由							
【生活上のお困りごとについて(任意)】							
現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。記入							
内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記に <b>√</b> を入れて、自立相談支援機関							
にご提出下さい。こちらからご連絡いたします。							
□電話での相談を希望する □面談での相談を希望する							
上記報告に虚偽がないことを申告いたします。							
提出日: 年 月 日							

氏

名:

所:

電話番号:

# (別表)

			必要とされる求職活動要件			
受給月数	あなたの	自立相談支援	企業応募	ハローワー	その他の活	
	状態	機関との相談	(週1回以上)	ク相談	動	
		(月1回以上)		(月2回以上)		
1か月目	離職・廃業	必須	必須	必須	※支援プラ	
~					ンに従う	
9か月目	休業等	必須	任意	任意	必須	
10 か月目						
以降(再々	全 員	必須	必須	必須	※支援プラ	
延長中)					ンに従う	

# 職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)

HW に来所時は HW 職員が記載。 電話等の場合は HW の担当者名を 聞き取って受給者が記載。

フリガナ				
氏	名			
<u>住</u>	·····································			
 電話番号				

求職登録日 年 月 日	求職番号
-------------	------

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

- ※公共職業安定所において支援(\*)を受けた場合は、安定所担当者から**所要事項の記入と確認印の** 押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。(ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること)
  - \* 公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。
- ※公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特 記事項欄にその旨記入してください。(特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付 した場合には、必ずその旨記入してください。)
- <u>※本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になる</u> ので紛失しないよう注意すること。
- ※公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の 相談員との面接時に提示すること。

# 職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)

HW に来所時は HW 職員が記載。 電話等の場合は HW の担当者名を 聞き取って受給者が記載。

フリガナ	
氏	名
<u>住</u>	·····································
電話番	号

求職登録日 年 月 日	求職番号
-------------	------

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

- ※公共職業安定所において支援(\*)を受けた場合は、安定所担当者から**所要事項の記入と確認印の** 押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。(ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること)
  - \* 公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。
- ※公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特 記事項欄にその旨記入してください。(特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付 した場合には、必ずその旨記入してください。)
- <u>※本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になる</u> ので紛失しないよう注意すること。
- ※公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の 相談員との面接時に提示すること。

# 職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)

HW に来所時は HW 職員が記載。 電話等の場合は HW の担当者名を 聞き取って受給者が記載。

フリガナ	
氏	名
<u>住</u>	·····································
電話番	号

求職登録日 年 月 日	求職番号
-------------	------

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年月日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

- ※公共職業安定所において支援(\*)を受けた場合は、安定所担当者から**所要事項の記入と確認印の** 押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。(ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること)
  - \* 公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。
- ※公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特 記事項欄にその旨記入してください。(特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付 した場合には、必ずその旨記入してください。)
- <u>※本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になる</u> ので紛失しないよう注意すること。
- ※公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の 相談員との面接時に提示すること。

# 住居確保給付金 常用就職活動状況報告書

長崎市長					年	月	日
			フリガナ				
			<u>住所</u>				
			電話番号				
ムは、常用就職に	:向けて、以	下のとおり	求職活動を行	いましたので、報	告し	ます。	
なお、就職が決ま	ったときは	「常用就職	届」を速やか	に提出します。			
							_
調に 1 同じ	リトの企業	等への応募	が必要です。				7
	•			:1 件とカウント	- I .=	<b>‡</b> ₹	
※同正業、	、限証者で	ひい、 囲技	でして あ口 lo	(1件にカラブ)	1 O c	٠9.	
							_
求職活動状況	※活動内突場	即またの該当さ	する番号を記載す	トスニレ			
会社名		別な石の欧コ		求職先	- の内?	 容	
				就業形態	1696		
		TEL:					
		IEL •					
仕事内容 	\T # 0	スキナウ		勤務時間	<u> </u>		
活動内容	活動日	活動内容		具体的な活動内容	<u> </u>		
1. 電話							
2. メール     3. 履歴書							
4. 面接							
(5. その他)							
結果	月	日採用	不採用 (理[	± .			)
探した方法	公共職業努	定定所、新聞・	広告、求人誌、矢	]人の紹介、その他(			)
				-15 man (d.			
会社名				求職先	の内 T	<u> </u>	
住所•電話				就業形態			
		Tel:		職種			
仕事内容				勤務時間			
活動内容	活動日	活動内容		具体的な活動内容	Š		
1. 電話							
2. メール							
3. 履歴書							
4. 面接 5. その他							

日採用

結果

探した方法

不採用(理由

公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他(

会社名					求職先の内容			
住所•電話			就業形態					
		TEL:			職種			
仕事内容					勤務時間			
活動内容	活動日 活動内容				具体的な活動	内容	}	
1. 電話 2. メール								
3. 履歴書								
4. 面接 5. その他								
結果	月	日採	Ħ	不採用(理由	В			)
探した方法	公共職業安	定所、新聞	・広告	、求人誌、知	人の紹介、その	他(		)

会社名					求職	先の内	 内容	
住所・電話					就業形態			
		Tel	:		職種			
仕事内容					勤務時間			
活動内容	活動日 活動内容				具体的な活動の	]容		
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接								
5. その他 <i>ノ</i> 結果		В	 採用	 不採用(理E	 b			
探した方法					<u>-</u> ]人の紹介、その他	3(		)

会社名					求職先の内容			
住所•電話					就業形態			
		Te	iL:		職種			
仕事内容					勤務時間			
活動内容	活動日 活動内容				具体的な活動内容			
1. 電話 2. メール 3. 履歴書								
4. 面接 5. その他								
結果	月	В	採用	不採用 (理日	<del>1</del>	)		
探した方法	公共職業安	定所、	新聞•	広告、求人誌、知	]人の紹介、その他(	)		

# 住居確保給付金 常用就職活動状況報告書

長崎市長					年	月	日
			フリガナ				
			<u>住所</u>				
			電話番号				
ムは、常用就職に	:向けて、以	下のとおり	求職活動を行	いましたので、報	告し	ます。	
なお、就職が決ま	ったときは	「常用就職	届」を速やか	に提出します。			
							_
調に 1 同じ	リトの企業	等への応募	が必要です。				7
	•			:1 件とカウント	- I .=	<b>‡</b> ₹	
※同正業、	、限証者で	ひい、 囲技	でして あ口 lo	(1件にカラブ)	1 O c	٠9.	
							_
求職活動状況	※活動内突場	即またの該当さ	する番号を記載す	トスニレ			
会社名		別な石の欧コ		求職先	- の内?	 容	
				就業形態	1696		
		TEL:					
		IEL •					
仕事内容 	\T # 0	スキナウ		勤務時間	<u> </u>		
活動内容	活動日	活動内容		具体的な活動内容	<u> </u>		
1. 電話							
2. メール     3. 履歴書							
4. 面接							
(5. その他)							
結果	月	日採用	不採用 (理[	± .			)
探した方法	公共職業努	定定所、新聞・	広告、求人誌、矢	]人の紹介、その他(			)
				-15 man (d.			
会社名				求職先	の内 T	<u> </u>	
住所•電話				就業形態			
		Tel:		職種			
仕事内容				勤務時間			
活動内容	活動日	活動内容		具体的な活動内容	Š		
1. 電話							
2. メール							
3. 履歴書							
4. 面接 5. その他							

日採用

結果

探した方法

不採用(理由

公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他(

会社名					求	職先の	の内容	
住所•電話					就業形態			
		Tel:		職種				
仕事内容					勤務時間			
活動内容	活動日	活動内容			具体的な活動	加内容	}	
1. 電話 2. メール								
3. 履歴書								
4. 面接 5. その他								
結果	月	日採	刊	不採用(理由	В			)
探した方法	公共職業安	定所、新聞	• 広告	, 求人誌、知	人の紹介、その	他(		)

会社名					求職	先の内	 内容	
住所・電話					就業形態			
		Tel	:		職種			
仕事内容					勤務時間			
活動内容	活動日	活動区	内容		具体的な活動内	]容		
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接								
5. その他 <i>ノ</i> 結果		В	 採用	 不採用(理E	 b			
探した方法						3(		)

会社名					求職先	の内容
住所•電話					就業形態	
		Te	L:		職種	
仕事内容					勤務時間	
活動内容	活動日	活動	内容		具体的な活動内容	
1. 電話 2. メール 3. 履歴書						
4. 面接 5. その他						
結果	月		採用	不採用 (理日	<del></del>	)
探した方法	公共職業安	定所、	新聞•	広告、求人誌、知	]人の紹介、その他(	)

# 住居確保給付金 常用就職活動状況報告書

長崎市長					年	月	日
			フリガナ				
			<u>住所</u>				
			電話番号				
ムは、常用就職に	:向けて、以	下のとおり	求職活動を行	いましたので、報	告し	ます。	
なお、就職が決ま	ったときは	「常用就職	届」を速やか	に提出します。			
							_
調に 1 同じ	リトの企業	等への応募	が必要です。				7
	•			:1 件とカウント	- I .=	<b>‡</b> ₹	
※同正業、	、限証者で	ひい、 囲技	でして あ口 lo	(1件にカラブ)	1 O c	٠9.	
							_
求職活動状況	※活動内突場	即またの該当さ	する番号を記載す	トスニレ			
会社名		NIC TO IN I		ァッシュと。 水職先	- の内?	 容	
				就業形態	16460		
江川 电 。		TEL:		職種			
		IEL •					
仕事内容 	\T # 0	スキナウ		勤務時間	<u> </u>		
活動内容	活動日	活動内容		具体的な活動内容	<u> </u>		
1. 電話							
2. メール     3. 履歴書							
4. 面接							
(5. その他)							
結果	月	日採用	不採用 (理[	± .			)
探した方法	公共職業努	定定所、新聞・	広告、求人誌、矢	]人の紹介、その他(			)
A+1 =				-15 man (d.			
会社名				求職先	の内 T	<u> </u>	
住所•電話				就業形態			
		Tel:		職種			
仕事内容				勤務時間			
活動内容	活動日	活動内容		具体的な活動内容	Š		
1. 電話							
2. メール							
3. 履歴書							
4. 面接 5. その他							

日採用

結果

探した方法

不採用(理由

公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他(

会社名					求	職先の	の内容	
住所•電話					就業形態			
		Tel:		職種				
仕事内容					勤務時間			
活動内容	活動日	活動内容			具体的な活動	加内容	}	
1. 電話 2. メール								
3. 履歴書								
4. 面接 5. その他								
結果	月	日採	刊	不採用(理由	В			)
探した方法	公共職業安	定所、新聞	• 広告	, 求人誌、知	人の紹介、その	他(		)

会社名					求職	先の内	 内容	
住所・電話					就業形態			
		Tel	:		職種			
仕事内容					勤務時間			
活動内容	活動日	活動区	内容		具体的な活動内	]容		
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接								
5. その他 <i>ノ</i> 結果		В	 採用	 不採用(理E	 b			
探した方法						3(		)

会社名					求職先	の内容
住所•電話					就業形態	
		Te	L:		職種	
仕事内容					勤務時間	
活動内容	活動日	活動	内容		具体的な活動内容	
1. 電話 2. メール 3. 履歴書						
4. 面接 5. その他						
結果	月		採用	不採用 (理日	<del></del>	)
探した方法	公共職業安	定所、	新聞•	広告、求人誌、知	]人の紹介、その他(	)